

県南広域振興局長告示第81号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、花泉土地改良区（一関市）から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成30年7月24日

県南広域振興局長 細川 倫史

監事

沼倉 弘治 一関市花泉町花泉字門ノ沢70番地